

JGAP ロゴマーク使用の細則

第11版



発行日：2023年11月14日

運用開始日：2023年11月14日

改訂日：2023年12月7日

目次

目的	1
1 適用範囲	1
2 用語の定義	1
3 JGAP ロゴマークの種類	1
4 JGAP ロゴマークの表示	2
5 JGAP 認証プログラムロゴマークの使用要件	2
5.1 使用者	2
5.2 使用範囲	3
5.3 申請方法	3
5.4 使用禁止	4
5.5 発行手数料および使用料	4
6 JGAP 認証農場ロゴマークの使用要件	4
6.1 使用者	4
6.2 使用範囲	4
6.3 使用条件	4
6.4 農場ロゴと合わせて使用する説明文言例	5
6.5 申請方法	5
6.6 使用取消し	6
6.7 発行手数料および使用料	6
7 JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用要件	6
7.1 使用者	6
7.2 使用範囲	6
7.3 使用条件	6
7.4 使用ロゴと合わせて使用する説明文言例	7
7.5 申請方法	7
7.6 使用取消し	8
7.7 発行手数料および使用料	8
8 他機関のマーク等の使用に関する注意事項	8
8.1 JAB 認定シンボル	8
8.2 認証マーク	8
9 ASIAGAP 認証農場・団体による JGAP ロゴマークの使用	8
10 反社会勢力への対応	9
11 不正使用への対応等	9
12 細則の変更・改訂	9
13 準拠法および裁判管轄	9
付則：JGAP ロゴマークの料金表と概要一覧	10
改定履歴	11

目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」といいます）が商標権を持つJGAPロゴマークについての使用方法および手続き等を定め、JGAPロゴマークが適切に使用されることを通して、JGAP認証の信頼性を向上させ、認証農場・団体や認証生産物の宣伝活動を支援することを目的としています。

1 適用範囲

本細則は JGAP ロゴマークを使用するすべての者に適用され、JGAP ロゴマークの使用者は、本細則を遵守しなければなりません。使用者は、JGAP ロゴマークを使用することをもって、本細則に同意したものとみなします。また、本細則に定める以外の事項については、総合規則の定めに従うものとします。

2 用語の定義

本細則では、総合規則で定める用語の定義のほか、以下の定義を適用します。

(1) JGAP製品

JGAP認証農場・団体に生産された生産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したものの。

(2) 宣伝資材

ウェブサイト、ソーシャルメディア、広告、パンフレット、ポスター、看板、名刺、のぼりなどの宣伝に使用する資材。請求書や出荷伝票等の発行目的が宣伝に限定されない書類を含みます。

3 JGAP ロゴマークの種類

JGAPロゴマークには、JGAP認証プログラムロゴマーク、JGAP認証農場ロゴマーク、JGAP農畜産物使用ロゴマークの3種類があります。

(1) JGAP認証プログラムロゴマーク（略称：「プログラムロゴ」）



(2) JGAP認証農場ロゴマーク(略称:「農場ロゴ」)



(日本語)



(英語)

(3) JGAP農畜産物使用ロゴマーク(略称:「使用ロゴ」)



(農産物:日本語)



(畜産物:日本語)



(共通:英語)

4 JGAP ロゴマークの表示

(1) 以下のいずれかを単色で使用してください。ただし、背景(地の色)との対比に配慮し、視認性を確保してください。

緑(DIC2555 または C86 M0 Y100 K0 または近似色)

黒(CMYK 0 0 0 100 または近似色)

白(CMYK 0 0 0 0 または近似色)

※ 本細則第10版の発行以前に、上記以外の色の使用が許可されている場合は、継続して使用できます。

※ JGAPロゴマークを単色印刷に使用する場合は、印刷物と同一の色を使用することができます。

(2) 拡大、縮小することは可能です。縮小する場合は視認性に注意してください。

(3) 縦横の比率およびデザインを変更することは認められません。

(4) 本細則の補足資料として『JGAPロゴマーク表示マニュアル』を発行しています。JGAP ロゴマークを表示する際の規則を説明していますので、参考に使用してください。

5 JGAP 認証プログラムロゴマークの使用要件

持続可能な農業のために、農場管理、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した取り組みを行う JGAP 認証プログラムを表すロゴマークです。

5.1 使用者

(1) JGAP指導員(指導員、上級指導員)

(2) JGAP審査員(審査員補、審査員、上級審査員)

(3) 認定されたJGAP認証機関

(4) 承認されたJGAP研修機関

(5) 上記(1)から(4)に該当しないプログラムロゴの使用を希望し、協会から承認を受けた者

5.2 使用範囲

(1) 名刺

本細則5.1(1)から(4)の使用者は、名刺に使用することができます。

使用する際、該当する番号(指導員・審査員・認証機関・研修機関の登録番号)が識別できるようにプログラムロゴに併記してください。番号のフォントおよび色の指定はありませんが、プログラムロゴに重ねて表示する等のデザインに影響を与えることは認められません。

<番号の記載方法例>



- (1) JGAP 指導員登録番号12345
- (2) JGAP 審査員登録番号1234-i
- (3) 認証機関登録番号 JGAPCBXXX
- (4) 研修機関登録番号 JGAPTBLXXX

(2) JGAP認証書

認定されたJGAP認証機関は、総合規則によりJGAP認証書の任意の場所に表示することが求められています。

(3) JGAP公認研修の合格証明書

承認されたJGAP研修機関は、JGAP公認研修の合格証明書の任意の場所に使用することができます。

(4) 宣伝資材、出版物等

本細則5.1の使用者は、JGAP認証を紹介する宣伝資材および出版物に、プログラムロゴを使用することができます。ただし、JGAP認証を紹介するために、プログラムロゴより農場ロゴおよび使用ロゴが適切と協会が判断した場合は、例外的に農場ロゴおよび使用ロゴを使用することが可能です。使用に際し、以下の(a)から(d)を守らなければなりません。

- (a) 使用希望者は、協会にプログラムロゴ(または農場ロゴおよび使用ロゴ)の使用イメージを申請し、協会の承認を受ける必要があります。
- (b) 使用者は、許可を得た表示対象以外への使用の追加や、使用方法に変更がある場合は、使用に先立ち使用イメージを協会に申請し、承認を受ける必要があります。
- (c) 使用者は、JGAP認証について誤認を与えるような使用方法、説明をしてはなりません。協会から使用方法および説明内容について修正依頼があった場合、使用者は速やかに改善してください。
- (d) JGAP認証農場・団体に生産された生産物、および、JGAP製品にはプログラムロゴは使用できません。

5.3 申請方法

(1) JGAP指導員(指導員、上級指導員)

使用希望者は、協会ウェブサイト(指導員専用サイト)からダウンロードできます。

名刺以外に使用する場合は、ロゴマーク係(logo@jgap.jp)に使用イメージを申請し、承認を得てから使用できます。

(2) JGAP審査員(審査員補、審査員、上級審査員)

使用希望者は、ロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に審査員登録番号と使用イメージ(名刺以外)を連絡します。

協会は、申請内容を確認後、プログラムロゴのデータを送付します。

(3) 認定されたJGAP認証機関

認定時に、協会よりプログラムロゴのデータを送付します。

(4) 承認されたJGAP研修機関

承認時に、協会よりプログラムロゴのデータを送付します。

(5) 認証農場・団体

使用希望者は、ロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に認証農場・団体の登録番号と使用イメージを連絡します。

協会は、申請内容を確認後、プログラムロゴのデータを送付します。

(6) 上記(1)から(5)以外のプログラムロゴの使用を希望する者

使用希望者は、「JGAP 認証プログラムロゴマーク使用申請書」をロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に使用イメージとともに連絡します。

協会は、申請内容を確認後、プログラムロゴのデータを送付します。

5.4 使用禁止

以下のいずれかに該当する場合、プログラムロゴの使用を継続することは禁止します。

(1) JGAP指導員、JGAP審査員、認証の有効期限が過ぎた場合

(2) JGAP認証機関の認定またはJGAP研修機関の承認を返上または取り消された場合

(3) 総合規則および本細則に従わなかった場合

(4) その他、協会がプログラムロゴの使用を不適切と判断した場合

5.5 発行手数料および使用料

発行手数料および使用料は、無料です。

6 JGAP 認証農場ロゴマークの使用要件

JGAP 認証を取得した農場・団体であること、あるいはその農場・団体から出荷された認証生産物であることを表すロゴマークです。

6.1 使用者

協会から使用許諾を得た JGAP 認証農場・団体。

6.2 使用範囲

(1) JGAP認証農場・団体に関する宣伝資材

(2) 認証生産物に関する宣伝資材

(3) JGAP認証農産物とその包装・梱包資材

6.3 使用条件

(1) 農場ロゴの使用を希望するJGAP認証農場・団体は、協会に申請し、使用許諾書の発行を得て

から使用することができます。

- (2) 使用者は、農場ロゴの使用に関して責任を持つ「農場ロゴ管理責任者」を設置し、『総合規則』および本細則を遵守しなければなりません。
- (3) 使用者は、JGAP 認証および認証範囲について、誤認を与えるような使用方法や説明をしてはなりません。
- (4) 使用者は、申請内容・表示対象の追加・農場ロゴの使用方法に変更がある場合は、変更在先立ち協会に必ず報告し、承認を受けてから使用します。
- (5) 使用者は、年1回、協会の依頼に従い使用状況を報告します。使用状況に問題がない場合は、使用許諾書が発行されますので、必ず最新版を保管してください。使用許諾書を紛失した場合は、再発行手続きが必要です。
- (6) 使用者は、協会から使用方法や説明内容について改善を要求された場合は、速やかに修正してください。
- (7) 使用者は、農場ロゴの使用権利を、第三者に対し、譲渡すること、および、使用させること等はできません。
- (8) 使用者は、認証農場・団体の登録番号(9桁の登録番号、畜産の場合は先頭に(L))を「登録番号(またはReg.)」と一緒に併記します。フォントおよび色の指定はありませんが、農場ロゴを重ねて表示する等のデザインに影響を与えることは認められません。

複数の認証農場・団体の登録番号を同時に記載することも可能ですが、使用許諾書および発行手数料は登録番号ごとに必要です。

<登録番号の記載方法例>

※複数の認証農場・団体の登録番号を同時に記載することも可能ですが、使用許諾書および発行手数料は登録番号ごとに必要です。



登録番号
LXXXXXXXX1
LXXXXXXXX2
LXXXXXXXX3



Reg. 123456789

6.4 農場ロゴと合わせて使用する説明文言例

以下の例文や協会ウェブサイトの例文を参照し、JGAP認証について説明することを推奨します。

例文：『JGAP認証は、適切な農場管理を行い、持続可能な農業に取り組む農場に与えられます』

6.5 申請方法

- (1) 農場ロゴの使用を希望するJGAP認証農場・団体は、「JGAP認証農場ロゴマーク使用申請書」と添付書類(JGAP認証書の写し、使用イメージ等)を添えてロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に提出します。
- (2) 協会は、申請内容に問題がないことを確認後、使用許諾書と農場ロゴのデータを送付します。
- (3) 紛失した等の理由により使用許諾書の再発行を希望する場合は、「JGAP認証農場ロゴマーク使用許諾書 再発行申請書」をロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に提出します。

6.6 使用取消し

以下のいずれかに該当する場合、使用許諾が取り消され、使用を継続することはできません。

- (1) JGAP認証農場・団体の有効期限が過ぎた場合または一時停止期間中
- (2) 協会からの報告指示、改善要求に従わなかった場合
- (3) 食品表示法、景品表示法、製造物責任法、消費者関連法、その他の関係法令違反をした場合
- (4) 総合規則および本細則に従わなかった場合
- (5) その他、協会が農場ロゴの使用が不適切と判断した場合

6.7 発行手数料および使用料

農場ロゴを表示する対象の数、種類等に関わらず、発行手数料は登録番号ごとに発生します。

- (1) 発行手数料:(一般)11,000円(税込) / (会員および教育機関) 無料
※発行手数料は、農産・畜産で同じ農場名の場合でも、登録番号ごとに発生します。
- (2) 年間使用料:無料
- (3) 使用許諾書の再発行手数料:1,100円(税込)

7 JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用要件

JGAP 製品 (JGAP 認証農場・団体に生産された生産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したもの)であることを表すロゴマークです。

7.1 使用者

使用ロゴの使用に責任を持ち、協会から使用許諾を得た者。

7.2 使用範囲

- (1) JGAP製品の包装・梱包資材
- (2) JGAP製品に関する宣伝資材 (レストランで提供するメニューブックを含む)
- (3) JGAP製品に関連する企業の宣伝資材
- (4) その他、協会が認めたもの

7.3 使用条件

- (1) 使用希望者は、協会に申請し、使用許諾書の発行を得てから使用することができます。
- (2) 使用者は、使用ロゴの使用に関して責任を持つ「使用ロゴ管理責任者」を設置し、『総合規則』および本細則を遵守しなければなりません。
- (3) 使用ロゴを表示するJGAP製品は、使用している原材料のうち対象となる生産物が、100%認証農場・団体産の認証生産物でなければなりません。
- (4) 使用者は、使用ロゴの対象となる原材料が認証生産物であることを確認できるトレーサビリティの仕組みを確立し、上記(3)について責任を持たなければなりません。
- (5) 使用ロゴを表示したJGAP製品の製造や販売を委託する場合においても、使用者の責任において、本細則を遵守するよう適切に管理してください。
- (6) 使用者は、協会のウェブサイトに登録番号、組織名、申請製品が公開されます。

- (7) 使用者は、JGAP 認証および認証範囲について、誤認を与えるような使用方法や説明をしてはなりません。
- (8) 使用者は、申請内容(製造場所、対象製品、対象となる認証生産物の追加など)や使用ロゴの使用方法に変更がある場合は、変更在先立ち協会に必ず報告し、承認を受けてから使用します。
- (9) 使用者は、年1回、協会の依頼に従い使用状況を報告し、継続する場合は継続申請します。使用状況に問題がない場合は、使用許諾書が発行されますので、必ず最新版を保管してください。使用許諾書を紛失した場合は、再発行手続きが必要です。
- (10) 使用者は、協会から使用方法や説明内容について改善を要求された場合は、速やかに修正してください。
- (11) 使用者は、使用ロゴの使用権利を、第三者に対し、譲渡すること、および、使用させること等はできません。
- (12) 使用者は、使用許諾期間の終了または本細則7.7による使用取消しの30日以内に、使用ロゴを表示したJGAP製品の製造を終了させなければなりません。
- (13) 使用者は、登録番号(6桁の登録番号、畜産の場合先頭に(L))を「登録番号(またはReg.)」と一緒に併記します。また、対象となる認証生産物の名称を併記、または、使用ロゴの表示対象内に認証生産物を特定できる記載をします(単一原材料の場合、省略可)。登録番号および認証生産物の名称のフォントおよび色の指定はありませんが、使用ロゴに重ねて表示する等のデザインに影響を与えてはなりません。

<記載方法例>



本製品に使用している牛肉と卵はJGAP認証農場産です。

7.4 使用ロゴと合わせて使用する説明文言例

以下の例文や協会ウェブサイトの例文を参照し、JGAP認証について説明することを推奨します。

例文:『このロゴマークは、適切な農場管理を行い、持続可能な農業に取り組む農場(JGAP認証農場)で生産された農産物/畜産物を使用している製品に表示されます』

7.5 申請方法

- (1) 使用希望者は、「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用申請書」と添付書類(使用イメージ、チェックリスト等)を添えてロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に提出します。
- (2) 協会は、申請内容に問題がないことを確認後、使用許諾書と使用ロゴのデータを送付します。
- (3) 協会は、使用許諾をした使用者の情報(本細則7.3(6))を協会のウェブサイトに公開します。
- (4) 紛失等の理由により使用許諾書の再発行を希望する場合は、「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用許諾書 再発行申請書」をロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に提出します。

7.6 使用取消し

以下のいずれかに該当する場合、使用許諾が取り消されます。協会から取消しの連絡を受けた場合、使用を継続することはできません。

- (1) 協会からの報告指示、改善要求に従わなかった場合
- (2) 食品表示法、景品表示法、製造物責任法、消費者関連法、その他の関係法令違反をした場合
- (3) 総合規則および本細則に従わなかった場合
- (4) その他、協会が使用ロゴの使用が不適切と判断した場合

7.7 発行手数料および使用料

使用ロゴを表示する対象の数、種類等に関わらず、発行手数料・年間使用料は登録番号ごとに発生します。

- (1) 発行手数料：(一般)55,000円(税込)/(会員および教育機関)無料
- (2) 年間使用料：(一般)11,000円(税込) / (会員および教育機関)無料
発行の翌年より、年初に1年分を請求します(発行月から翌年の発行前月までを1年とします)。
年度の途中で使用の継続を停止する場合でも、使用料の払い戻しは行いません。
- (3) 使用許諾書の再発行手数料：1,100円(税込)

8 他機関のマーク等の使用に関する注意事項

8.1 JAB 認定シンボル

使用者は、農場・団体の農産物およびその包装・梱包資材に、JGAPロゴマークの代わりまたはJGAPロゴマークと併記して「JAB認定シンボル」を使用することはできません。使用者は、農場・団体の宣伝資材に、JGAPロゴマークの代わりまたはJGAPロゴマークと併記して「JAB認定シンボル」を使用する場合の使用方法は認証機関の指導に従うものとします。

8.2 認証マーク

使用者は、農場・団体の生産物およびその包装・梱包資材に、JGAPロゴマークの代わりまたはJGAPロゴマークと併記して、「認証機関のロゴマークおよび認証マーク」を使用することはできません。使用者は、農場・団体の宣伝資材に、JGAPロゴマークの代わりまたはJGAPロゴマークと併記して「認証機関のロゴマークおよび認証マーク」を使用する場合の使用方法は認証機関の指導に従うものとします。

9 ASIAGAP 認証農場・団体による JGAP ロゴマークの使用

ASIAGAPはJGAPを包含しているため、ASIAGAP認証農場およびASIAGAP認証農産物は、本細則に従いJGAPロゴマークを使用することができます。ただし、JGAPロゴマークの使用にはJGAP認証が必要となります。

10 反社会勢力への対応

使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当することが判明したときは、協会は使用者に対してJGAPロゴマークの使用を認めません。

11 不正使用への対応等

- (1) 協会は使用者に不正使用の可能性がある場合に、使用者に対して立入りを含む監査を実施することがあります。なお、使用者の不正使用が明らかになった場合、監査に伴い発生した費用は、使用者に請求することがあります。
- (2) 使用者が協会からの改善依頼等の要求に対して対応しない場合、または JGAP 認証および JGAP ロゴマークに対する信用を損なうような不正使用が発覚した場合、協会はその者に対して JGAP ロゴマークの使用許諾あるいは JGAP 認証の取消し、ならびに差し止め請求・損害賠償請求等の民事上および刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがあります。
- (3) 協会は、JGAP 認証および JGAP ロゴマークについて、協会の責めに帰すべき事由による場合を除き、これらに起因して使用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

12 細則の変更・改訂

協会は、協会が必要と認めた場合は、本細則を変更・改訂できるものとします。本細則を変更・改訂する場合、変更・改訂後の本細則の施行時期および内容を、協会ウェブサイト上での掲示その他適切な方法により周知し、または、通知します。

13 準拠法および裁判管轄

本細則の準拠法は日本法とします。また、本細則に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

付則：JGAP ロゴマークの料金表と概要一覧

種別		プログラムロゴ	農場ロゴ	使用ロゴ
				
発行手数料 (税込)	一般	無料	11,000 円	55,000 円
	会員/教育機関	無料	無料	無料
年間使用料 (税込)	一般	無料	無料	11,000 円
	会員/教育機関	無料	無料	無料

認証プログラムロゴマーク (プログラムロゴ)	
	<p>概要: JGAP 認証を表すロゴマーク</p> <p>使用者: 指導員、審査員、認証機関、研修機関、その他許可を受けた者</p> <p>使用範囲: JGAP 認証を紹介する宣伝資材や出版物、認証書、研修合格証、その他、協会が認めた使用者の名刺</p>
認証農場ロゴマーク (農場ロゴ)	
 	<p>概要: JGAP 認証を取得した農場・団体であること、あるいはその農場・団体から出荷された認証生産物であることを表すロゴマーク</p> <p>使用者: 認証農場・団体</p> <p>使用範囲: (1) JGAP認証農場・団体に関する宣伝資材 (2) 認証生産物に関する宣伝資材 (3) JGAP認証農産物とその包装・梱包資材</p>
農畜産物使用ロゴマーク (使用ロゴ)	
  	<p>概要: JGAP 製品 (JGAP 認証農場・団体に生産された生産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したもの) であることを表すロゴマーク</p> <p>使用者: 使用ロゴの使用に責任を持ち、協会から許諾を得た者</p> <p>使用範囲: (1) JGAP製品の包装・梱包資材 (2) JGAP製品に関する宣伝資材 (3) JGAP製品に関連する企業の宣伝資材 (4) その他、協会が認めたもの</p>

改定履歴

版数	改定日	改定内容
第1版	2010年7月1日	初版発行
第10版	2023年8月16日	章構成全面改定
第11版	2023年11月14日	8を修正
第11版改訂	2023年12月7日	1、付則訂正、改定履歴追加



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <https://jgap.jp>